

退職後に受けられる年金

退職後に受けられる老齢・退職給付には、厚生年金の「老齢厚生年金」と国民年金の「老齢基礎年金」があります。

年金の支給は、法令の本則上の規定では、65歳からとされています。以前は経過措置として60歳から65歳まで特別支給の年金が支給されていましたが、その後、支給開始年齢が段階的に引き上げられることとなり、昭和36年4月2日以降生まれの方は、年金の支給開始は65歳からとなります。

※退職時または60歳時点まで引き続き20年以上消防職員として在職し、階級が消防司令以下の方は、支給開始年齢が異なります。

◆老齢厚生年金等の支給イメージ

65歳



※1 退職等年金給付（年金払い退職給付）は、平成27年10月以降の公務員として勤務した期間を有する方が一定の要件を満たす場合に支給されます。

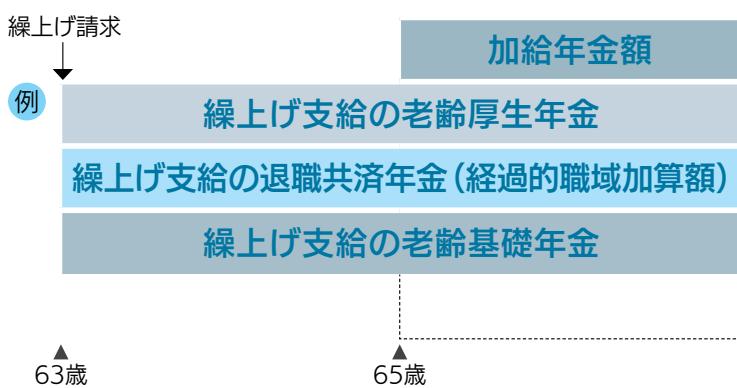
※2 退職共済年金（経過的職域加算額）は、平成27年9月30日以前の組合員期間に応じて支給されます。

※3 加給年金額は、一定の支給要件を満たした配偶者または子がいる場合に加算されます。

●支給開始年齢よりも前に年金を受けることができます！

本来の支給開始年齢よりも前に年金受給を希望する場合は、60歳到達以降に繰上げ請求を行うことにより、減額された「繰上げ支給の老齢厚生年金」を受給することができます。

なお、この繰上げ請求については、国民年金から支給される「老齢基礎年金」の全部繰上げ請求と同時に行う必要があります。



繰上げ請求を行った場合

1ヶ月当たりの年金額は0.4%減額です。
昭和37年4月1日以前にお生まれの方は0.5%の減額となります。



繰上げ請求の注意点

- 一度決められた減額率は生涯変わりません。また、一度請求すると取消しはできません。
- 加給年金額は繰上げ支給の対象となりません。（65歳到達時に加算の対象となります。）
- 事後重症などによる障害厚生（基礎）年金や寡婦年金等は受けられません。
- 遺族厚生（共済）年金の受給権がある場合、併給調整により繰上げ支給の老齢厚生（退職）年金・基礎年金は65歳まで支給停止となる場合があります。
- 厚生年金加入中は報酬額により年金の一部または全部が停止となる場合があります。
- 雇用保険の基本手当や高年齢雇用継続基本給付金が支給される間は老齢基礎年金を除き、年金の一部または全部が停止となる場合があります。

お問い合わせ先

年金課 TEL 029-301-1414